

大規模災害時における
災害支援活動に関する協定書

平成25年3月29日

熊 本 県
社団法人熊本県歯科医師会

大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と社団法人熊本県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、熊本県内において大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲からの要請に応じ、乙が行う第3条に規定する災害支援活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害支援活動計画）

第2条 乙は、次条に定める災害支援活動を円滑に実施するため、あらかじめ災害支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、関係団体との密接な連携のもと、前項の災害支援活動計画を策定するものとする。

（災害支援活動の内容）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、熊本県の区域内の市町村が開設する避難所等（以下「避難所等」という。）において、次に掲げる災害支援活動（以下「災害支援活動」という。）を行うものとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する治療優先度の選別及び応急処置
- (2) 歯科医療を要する傷病者の後方医療機関への転送の要否及び順位の設定
- (3) 避難所等における避難者等への歯科治療、歯科保健指導及び歯科健康相談
- (4) その他知事が必要と認めた事項

（災害支援活動の要請）

第4条 甲は、災害時の場合において、災害支援活動を行うことを乙に対し要請することが必要と認めるときは、乙に対し災害支援活動を行うことを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、歯科医療救護班を編成し、甲が指示する避難所等に派遣するものとする。

3 乙は、熊本県の区域内の市町村から災害支援活動について依頼があったときは、可能な限り当該依頼に応じるよう努めるものとする。

（指揮命令）

第5条 甲からの要請に応じ乙が行う災害支援活動は、甲が指定する者の指揮命令の下、行われるものとする。

2 甲は、前項の甲が指定する者に対し、乙が円滑に災害支援活動を行うことができるよう、必要な援助を行うことを求めるものとする。

（医療費）

第6条 甲からの要請に応じ乙が行う災害支援活動に係る医療費は、無料とする。ただし、傷病者が収容された医療機関における医療費は、当該傷病者の自己負担とする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に応じ乙が行う災害支援活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（実施細目）

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成25年3月29日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫



乙 熊本市中央区坪井 2-4-15
社団法人熊本県歯科医師会
会長 浦田 健二

